

2011 年 7 月 13 日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦

担当ワーキンググループ主査 平山 義康

ベトナム社会主義共和国 ロンタイン国際空港建設事業（協力準備調査（PPP））

スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011 年 6 月 17 日（月）14:00～16:30
- ・場所：JICA 研究所（会議室：2 階 229 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：平山委員、石田委員、佐藤委員、武貞委員、田中委員、松下委員
- ・議題：ベトナム社会主義共和国 ロンタイン国際空港建設事業（協力準備調査（PPP））に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 助言委員会ワーキンググループ事前配布資料（スコーピング案）
 - 2) 事前質問・助言案に対する回答表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 14 回委員会）

- ・日時：2011 年 7 月 1 日（月）15：30～18：30
- ・場所：JICA 本部（229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

本事業の上位計画における位置づけ等について

1. 航空需要の予測については今後の世界及び地域経済の動向に応じて柔軟に対応すること。
2. ベトナム政府は、新空港周辺の道路・鉄道網の整備計画について現在明らかになっていることを示すことが望ましい。
3. 空港整備計画に関連する交通計画等諸計画の位置付けを明確にすること。

事業対象地の概況について

4. 本プロジェクトの事業地は、運輸省が 2005 年に空域、交通アクセス、環境影響、投資額等の選定基準に基づいて絞り込み適地選定を行ったとされているが、具体的な選定基準と選定経緯、検討した代替地を示すこと。
5. 既存のタンソンニャット空港とロンタイン新国際空港との間の交通アクセス（交通手段及びルート）を明示すること。また、この交通アクセスの整備に伴う環境面、社会面に係る課題を抽出し、明示すること。

スコーピング案について

6. 空港施設の概要諸元を明らかにすること。特に空港施設利用に伴う、用水量及び排水量、廃棄物排出量、土砂排出量（あるいは土砂埋設量）、建設資材量等の環境に影響を及ぼす恐れのある負荷量

の概要を明らかにすること。

7. 「環境影響評価は第一期計画に基づいて実施している」としているが、第三期計画までが一体の事業であることを考えると、(詳細さの程度は別としても)、第三期までを見通した評価が必要である。
8. 事業地におけるベトナム Red Book 掲載種の有無、掲載種への対策について記載すること。
9. 航空機の発着に伴う大気汚染(特に NOx)についても予測することが望ましい。
10. 飛行場内の排水処理場は本事業の EIA の対象となるが、新規に建設が予定されている廃棄物処理場についても実施主体による EIA が必要であることに留意すること。
11. 「廃棄物は場内では処理せず、適切な方法で収集したものをドンナイ省の廃棄物処理場(新設の予定)で処理を行う予定」と指摘されているが、ドンナイ省の廃棄物処理場の位置と、廃棄物の移動ルート、移動影響、規模、用途についても確認すること。
12. 広い区域にわたる土表面の舗装化(飛行場)により、降水流出経路の変更や水象(地表水、地下水)に及ぼす影響はないか。スコーピング表の「(3) 水象」では、運用段階の評価は D であり、「地域全体の地表水・地下水の流れには悪影響を及ぼすことはないと考えられる」との表記があるが、降水流出経路の変更は生じないか。確認すること。
13. スコーピング表では「プロジェクトによる水利用への影響」の項で、評価は D とし、「プロジェクトによる水利用(地表水、地下水)は行わない」との表記があるが、用水計画はどのようなものか。明らかにすること。
14. 空港と関連交通機関は一体として環境影響を評価するよう政府に働きかけること。
 - (ア) 当該地域の公共交通整備計画を明らかにするとともに、本プロジェクトとの関係性を明確にすること。
 - (イ) 鉄道アクセスを早期に整備するようはたらきかけること。
15. マスタープラン段階でのアセスメント結果を用いて、EIA の再調査が予定されている。その際、社会条件、自然条件をより具体的に把握すること。
16. 果樹園、植栽林への補償はもちろんのこと、河川沼地および湿地を様々な形で利用している人々の有無とその利用状況を確認し、必要に応じて対策を提案すること。
17. 当該地域における乾季・雨季における自然環境の変化は、降水にともなう、生態系の変化、衛生環境の変化、地域住民の天然資源利用(農林水産業、湿地・沼地利用、水利用など)、安全性、アクセス道路周辺の環境変化、降水流出経路の変化や土壌流出、水象(地下水や表層水)、などに大きな影響があることを踏まえ、乾季、雨季における調査を実施すること。
18. 道路によるアクセスを中心とした交通計画(2030 年以降は鉄道網が充実と指摘されている)では、車両による混雑や騒音、地域社会への影響(安全性や地域経済への影響)などの問題が起きることが予想される。想定されるアクセス道路のルート明確化とその選定理由、および自動車交通による空港・空港周辺地域への影響を検討すること。
19. 用地造成による森林伐採、ならびに供用開始後の運用による気候変動に及ぼす影響について言及しておくこと。

住民移転について

20. 「移転住民への説明は 200 家族にとどまっている」とする一方、「5,381 戸の移転対象家屋が発生する」とされている。このギャップをどのように埋める予定か明らかにすること。
21. 移転対象世帯 5,381 世帯全てから同意を取り付け済みとのことであるが、同意を得る手続き、住民への説明内容、同意内容が現段階では明らかでない。したがって JICA は、今後以下の点について

確認すること。

(ア) 同意を得る過程で行った説明／協議内容

(イ) 同意内容、同意取り付け対象者

(ウ) 説明／協議や同意取り付けの時期、場所、方法

22. 21.の結果を踏まえて、実施機関（SAC）および住民移転の実施者であるドンナイ省に、住民との協議や住民の合意取り付けに関して以下にあげるような必要と思われる措置をとるように協議／指導すること。

(ア) 移転計画の策定段階でも移転住民の意見／意向を十分に聴取し、それらへの適切な対応を移転計画に盛り込むこと。

(イ) 移転計画を最終的に確定する前に、移転住民への説明を行い、十分に住民の意向が反映されているかどうか確認すること。

(ウ) 空港建設の全体計画が第三期まであり、今回の移転対象住民は将来の計画に備えて移転を迫られる人々も含まれることを鑑み、各住民に計画の全体像、各期ごとの用地の必要性、対象住民の居住地等がどの期の計画対象となっているのかを明確に説明すること。

23. 現段階で取り付け済みの同意書は、移転計画策定／提示以前の同意であり、現在の同意をもって住民が完全に移転に合意しているとみなすことは適切ではない。したがって、JICA は実施機関（SAC）および住民移転の実施機関（ドンナイ省）との間で上記認識を確認すること。

24. 公聴会の方針と目的、回数、場所、予定参加者を明記した実施計画書を作成すること。

25. プロジェクト対象地域の社会環境についての記述が少ないため、人口や戸数、社会構成（民族や経済層）、生計手段等、時期（雨季乾季）における生活形態、についての現状（ベースライン）を提示すること。プロジェクト対象地域における住民の暮らしぶりについての現状（ベースライン）を調査を通じて把握すること。把握事項には、人口、戸数、家族数、家族構成、主たる生計の手段とその詳細（農水産業の場合なら、主要作物、牧畜種、養殖種類、従事者数、農地面積、養殖池面積、主な作物、主な養殖魚など）を含むこと。

26. 今後、具体的な住民移転計画書を精査して、住民移転実施者と住民との関係、住民への補償金支払い方法、異議申し立ての手続き方法などについて問題がないか確認したうえで、住民移転計画が公正に行われるように、必要に応じて住民移転実施に係る提案（実施中及び実施後のモニタリングを含む）を行うこと。特に移転／再定住計画の実施モニタリング（移転実施中および移転後）に関しては、モニタリング機関とその方法（場合によっては第三者機関の活用も含めて）を明確にすることが必要。また移転後のモニタリング期間についても、少なくとも数年はモニタリングすることが望ましい。

27. 移転計画において、宗教施設用地（30,322 m²）の移転・収用も想定されているが、宗教施設用地の移転・収用は地域コミュニティに大きな影響を及ぼす可能性がある。文化的施設の移転・収用について、地域住民との十分な協議と、国内法上定められた措置を講ずること。

以上